



町政執行方針・平成31年度予算

平成31年度

町政執行方針



町長 山本 進

平成31年第1回東神楽町議会定例会の開会にあたり、町行政を代表し、まちづくりに対する所信を申し述べます。

【平成時代の東神楽町】

「内平らかに外成る（うちたいらかにそとなる）、地平らかに天成る（ちたいらかにてんなる）」。現在の元号、平成の語源となつた言葉です。地域の内外がよく治まり、平和が達成されることを意味しているそうです。

『平成』という言葉が意味するように、平成の時代は東神楽町にとって平和と繁栄の時代でした。人口増加率は北海道内1位、年少人口割合も北海道内1位になり、東神楽町は『若くて活気のある町』の名をほしいままでしてきました。

東神楽町が、平成の次の新時代に立ちふさがる最大のハーダルは『少子高齢化』と『働く人の減少』です。何もしなければ、22・5パーセントだつた高齢化率は、2040年には41パーセントを超える、17パーセントだつた年少人口割合は、2040年には現在の北海道全体をも下回る10・8パーセントへと落ち込みます。働く人の数は現在の6000人から

【諸先輩への感謝】

こうしたまちをつくりあげた功労者は、先ほどお亡くなりになられた関崎定治名誉町民をはじめとするまちづくりに人生を捧げた諸先輩方です。関崎名誉町民をお見送りする際、私は関崎名誉町民のひそみに倣い、今度は我々が中心となって、平成のその先の時代の東神楽町の礎を作つていかなければならぬと決意を新たにいたしました。

【新時代の最大の障壁は少子高齢化と働く人の減少】

東神楽町がこの戦いに勝ち抜くためには、政策を総動員して立ち向かわなければなりません。今年度は、特に『東神楽流定住対策』『東神楽流子育て支援』『東神楽流スープー健康長寿社会の実現』『東神楽流高齢者の活躍の場づくり』に力を入れて取り組んでまいります。

4000人へと3分の2に大きく減少します。新時代の東神楽町は、『少子高齢化』と『働く人の減少』との戦いが大きなテーマとなります。

【少子高齢化対策4方策】

東神楽町がこの戦いに勝ち抜くためには、政策を総動員して立ち向かわなければなりません。今年度は、特に『東神楽流定住対策』『東神楽

流子育て支援』『東神楽流スープー健康長寿社会の実現』『東神楽流高齢者の活躍の場づくり』に力を入れて取り組んでまいります。

第一に、『東神楽流定住対策』です。東神楽町がこの戦いに勝ち抜くためには、政策を総動員して立ち向かわなければなりません。今年度は、特に『東神楽流定住対策』『東神楽

流子育て支援』『東神楽流スープー健康長寿社会の実現』『東神楽流高齢者の活躍の場づくり』に力を入れて取り組んでまいります。

第二に、『東神楽流子育て支援』です。

若者・子育て世代の人口流入を促すため、引き続き、新時代を担う子どもたちを育む子育て支援の充実に全力で取り組んでまいります。

本年10月からの幼児教育無償化政策に備えて、待機児童を出さない取り組みを強化するため、東聖小規模保育園の定員を拡大するとともに、新たな保育の受け皿も確保してまいります。

また、さまざまな支援を必要とする子どもの自立する力を育む居場所として、家でも学校でもない第三の

公営住宅新町団地の整備を行うとともに、新たに東京圏からの移住支援を行い、移住者の受け入れ態勢を整えてまいります。

さらに、本年度は、ふれあい交流館に非常用発電機を整備するなど計画的に非常用発電機を避難所に整備して、町民が安全で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めてまいります。



居場所の取り組みを本格的に実施するなど、地域における多様な子育て支援を推進してまいります。あわせて、東神楽幼稚園と中央保育園との幼保連携に向けた具体的な方策を検討してまいります。

第三に、『東神楽流スーパー健康長寿社会の実現』です。

高齢化の進展を抑制することはできません。高齢化の現実と未来を受け止め、町民に心身ともに元気でいきいきとした高齢者と若者があふれる町を目指してまいります。これまで実施してきた時代の最先端をいく健康食育タウン事業の更なる展開を図るとともに、民間企業と連携を図りながら健康情報の高度化に向けた取組などを進めてまいります。

第四に、『東神楽流高齢者の活躍の場づくり』です。

増加する高齢者が、高齢期を楽しむ、生きがいとやりがいに満ちあふれ、身近な仲間と支え合いながら、安心して暮らしていく地域づくりを進めていくことが重要です。

本年度は、老人クラブとも連携をしながら、地域高齢者の健康づくりや、友愛活動、安全・安心のまちづくりを目指すボランティア活動など高齢者の活躍の場を広げてまいります。

また、大雪カムイミニンタラ DMO と連携した冬の観光体制強化に高齢者の積極雇用を図る取組みも進めてまいります。

【キーワードは『効率化』と『生産性の向上】

これらの政策を実施する上で、東神楽町が新時代を生き抜くためのキーワードは『効率化』と『生産性の向上』です。限られた働き手、限られた予算の中、いかに効率的・効果的に政策を運営していくかが、平成のその先の時代の未来を切り開いていけるかどうかのカギになります。

【効率的なまちづくりへの挑戦】

このため、来たる平成31年度は、

『効率的なまちづくりへの挑戦の年』だと考えています。『よりコンパクトなまちづくり』『より効率的なネットワークの形成』『より効率的な行財政の運営』『より高い経済生産性の実現』など、あらゆる面で効率化を意識しながら、将来の高齢化の荒波を乗り切つてまいります。

【よりコンパクトなまちづくり】
既に東神楽町は、コンパクトなまちづくりを実現してきた町ですが、更なる高齢化に備え、より一層のコンパクトなまちづくりを目指します。老朽化し、耐震基準に適合しない総合福祉会館や国民健康保険診療所などの公共施設などを集約・再編し、効率的で利便性の高い複合施設の整備を、住民の皆さまのご意見を聴きながら、基本設計と実施設計の策定を進めてまいります。

【より高い経済生産性の実現】

さらに、地域経済の生産性向上にも力を注いでまいります。

東神楽町の基幹産業である農業の生産性向上に向け、国営緊急農地再編整備事業を進めてまいります。期成会と関係組織が一丸となり、旭東神楽地区は円滑な工事を進め、聖台地区を含む旭東地区も事業に着手してまいります。

商工業・観光面では、新規創業にかかる融資による中小企業の育成や、ひがしかぐら森林公園のリニューアルについても費用対効果に十分分配慮しながら進めてまいります。

【より効率的なネットワークの形成】

また、『将来の東神楽の骨格を成すインフラ整備』も効率的なまちづくりには必要です。

地域高規格道路の整備などの大規模事業推進に向けて関係機関への要請や、東神楽工業団地から地域高規格道路へ直接アクセスできる町道北

2線の整備を進めてまいります。

【より効率的な行財政の運営】

さらなる行政効率の向上や、今後も持続可能な行財政運営を行うため、『行政改革基本方針』の策定と、事務事業の P D C A サイクルの構築に向けて取り組んでまいります。

【さいごに】

最後になりますが、先人たちが土台を作った繁栄に安住することなく、受け取った繁栄のバトンを後世に引き継いでいかなければなりません。平成31年度は、先ほど申し上げました政策を軸におきつつ、きめ細やかに各分野の政策を着実に実行・実現していくことで、平成のその先の未来に東神楽町に立ちはだかる困難を乗り越えて、新たな時代に向かって前進してまいります。

健やかな笑顔あふれる やさしいまちづくり

○子育て支援

最優先課題である子育て支援につきましては、安心して子どもを産み育てる事ができる地域づくりに向けて、地域世代交流センター『これつと』『ぱれつと』を子育て支援の拠点とともに、乳幼児に対する象とした親子サロンや育児相談などを育て支援センター事業の充実、生まれてくる子どもの居場所をお祝いする『君の椅子プロジェクト』の継続、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室の開催や児童クラブにおける学習支援などを推進してまいります。

○高齢者支援

高齢者支援につきましては、『介護、住まい、介護予防、生活支援、医療』の連携・推進のもとで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしができるよう、多様な機関・団体による包括的な相談支援体制の整備や住民主体の支え合いづくりの推進など、官民協働による地域包括ケアシステムの構築の充実とともに、認知症施策の推進や重症化予防等推進事業への取り組みを行っています。

すでに実施している介護予防・日常生活支援総合事業では、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援・介護予防推進協議会による地域の支援合いに関する課題の把握や対策の検討、個別の潜在ニーズの把握による福祉事業の充実をより一層進めてまいります。

また、高齢者が社会参加・社会的役割を持つことで介護予防等につながるよう、引き続きサロン活動や生活動支援ボランティア活動への助成事業のほか、自主活動支援体験・リーダー養成講座や地域リハビリティーション活動支援事業なども継続し、高齢者の自立的な活動への支援策の普及・充実を図ってまいります。

高齢者の買い物や通院などの外出を支援するための交通料金助成制度に、昨年度から高齢者による自動車運転事故の防止などを目的に運転免許証を自主的に返納された方を対象

に加えており、制度の利用促進にも努めてまいります。

○障がい者支援

障がい者支援につきましては、平成30年度から3年間を期間とする第5期障がい福祉計画に基づき、障がいを持つ方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービスなどの充実や権利擁護、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、障がい者や障がい児を地域ぐるみで支えるための環境づくり、地域生活支援体制の充実を推進してまいります。

今後も、東神楽町地域自立支援協議会を定期的に開催し、さまざまなおうとともに、障がい者等相談支援事業を委託しているNPO法人や社会福祉協議会との連携を深め、制度観点から地域課題の協議・検討を行なうとともに、障がい者支援の一層の向上に努め、障がい者支援の一層の向上に努めてまいります。

○地域福祉

地域福祉につきましては、住み慣れたまちで人と人とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らしていくために、社会福祉協議会をはじめ、行政区・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力しながら、身近な地域での支え合い・助け合い活動のより一層の活性化を促進してまいります。



○保健・健康づくり

保健・健康づくりにつきましては、町民一人ひとりが健康寿命を延ばせるよう、妊娠期から成年期まで切れ目ない保健サービスを継続してまいります。

すでに実施している助産師による妊婦訪問・健康相談などの個別支援や、多胎児妊娠・不妊症治療に関する助成事業、新たに加えた産婦健康診査事業や産後ケア事業を継続実施し、出産後の心身ともに不安定にな

象とした配食サービス、除雪サービス、移送サービス等の在宅福祉サービスの充実や、地域住民が気軽に交流するための地域サロンなどの活動支援、地域福祉に関する情報提供・相談体制の整備などの取り組みを進めています。

りやすい産婦に対する支援の充実も図つてまいります。

健康食育タウン事業では、健康食育コンシエルジュと連携し、料理教室や運動教室、ウォークラリーなど、楽しみながら無意識のうちに健康を維持できることを目指した取り組みをさらに進めてまいります。また、民間企業、団体などの協力を得ながら、新たな健康づくり施策を実施し、いかに健康寿命を延ばしていくのかを考えながら、積極的に事業を実施してまいります。

○医療

医療につきましては、町民の身近な医療機関として国民健康保険診療所を運営し、他の医療機関との連携や広域的連携により地域医療体制の充実を図つてまいります。

診療所の建替えにつきましては、他の公共施設と合わせた複合施設として建築の具体的検討を進め、診療体制のあり方につきましても将来を見据え検討を進めてまいります。

○社会保障

社会保障につきましては、国民健康保険事業の健全化に向け、他の大雪地区広域連合構成町と連携し、平成30年度から6年間を期間とする『第2期データヘルス計画』に沿って、保険者努力支援制度を有効に活用しながら、更なる特定健康診査の受診率向上、保健指導の推進などを通じて、生活習慣病の重症化を防ぐ

ことで医療費の抑制を図るとともに、介護認定の原因疾患の予防や健

康寿命の延伸に努めてまいります。

国民健康保険制度につきましては、前年度より運営主体が北海道になつたことから、北海道が算定する保険料率を基とする保険料の設定により、保険料水準に激変が生じないよう他の広域連合構成町と連携しながら、公平な負担となるよう努めてまいります。

明日の活力を生む 産業のまちづくり

○農林業

農業につきましては、異常気象や農業資材の高騰、日欧EPA、TPPを始めとする国際情勢、農業生産人口の減少など本町においても農業を取り巻く情勢は大変厳しく不透明感を増しています。このような情勢の中、経営所得安定対策、日本型直接支払など諸制度の円滑な実施や、女性農業者や農業後継者の育成・確保に加え、輸出の振興など本町の農業発展に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、営農技術の向上、鳥獣害対策など関係組織と連携して農業生産者を支援してまいります。

また、多角経営を志向する農業者とともに、農業・農村との交流が深まるよう『東神楽流グリーンツーリズム』を推進してまいります。

林業につきましては、森林經營管

理法に対応した適切な経営・管理体制を進める一方、森林認証を基盤とした計画的な森林整備や施業の促進を森林組合とともに行つてまいります。

○畜産

畜産につきましては、消費者にクリーンで良質な畜産物を安定的に供給し、地域の産業として持続的に発展できるよう、環境や家畜に優しい畜産経営を推進するとともに、生産者とともに飼養衛生管理を進め、伝染性疾病の発生防止に努めてまいります。

○商工業

商工業につきましては、地域経済の安定は町民の暮らしを支え、地域を構成する重要な役割を担つていて企業、事業主への各種融資制度の周知などを行いながら、経営安定と体质強化、経営革新や後継者の育成、企業誘致などを進めてまいります。また、引き続き東神楽ブランドの育成、新規創業に向けた助成や融資などの支援を行うとともに、特產品や商品開発の足がかりとなるよう、異業種の交流を推進してまいります。

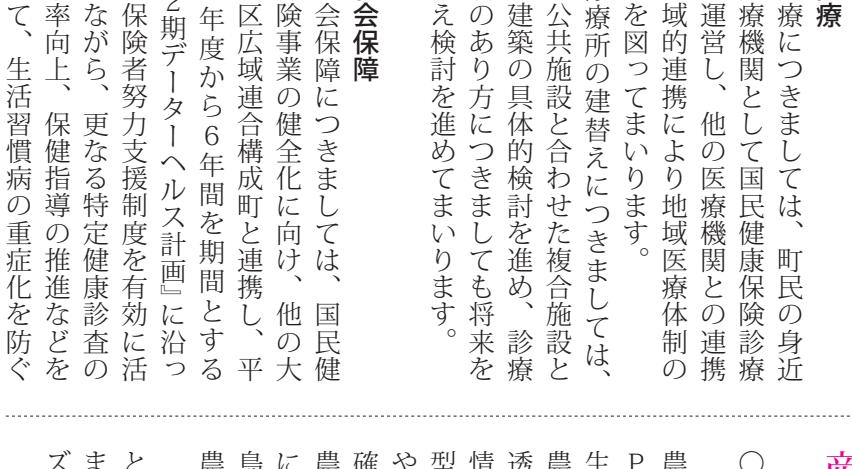
○観光

観光につきましては、『花のまち』としての特性や空港所在地としての優位性を活かして、新たな観光資源の開発や情報の発信、さらにはイベント開催などにより町の知名度向上を図り、東神楽町観光協会とともに観光客誘致に向けた事業を進めてまいります。

○雇用対策

雇用対策につきましては、引き続き、関係機関との連携のもと情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じて、従業員教育の支援、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めてまいります。

また、近年課題となつている人手不足に対応するため外国人材の受け入れについて、実態調査や制度などの研究を進めてまいります。



未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

○幼児教育・保育事業

幼児教育・保育につきましては、幼児一人ひとりの発達や特性に応じて、豊かな心と健やかな体を育むため、東神楽幼稚園と中央保育園などにおける教育・保育環境の充実を図り、東神楽幼稚園と中央保育園などにおける教育・保育環境の充実を図り、進めてまいります。

これまで実施しております私立幼稚園や認定こども園に対する就園奨励助成や運営助成、多子世帯に対する経済的負担の支援、認可外保育施設などへの運営支援についても継続して進めてまいります。

○学校教育

学校教育につきましては、変化の激しい時代であっても、子どもたちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく人間性を育成することが重要であることから、知・徳・体の調和のとれた『生きる力』を育成する教育の推進に努めてまいります。

確かな学力については、児童・生徒一人ひとりが主体的に学習に取り組むとともに、基礎的な知識・技能のほか課題解決能力や考える力を育むため、加配教員などによるきめ細かな指導や体制の充実を図るなど、より充実した学校経営を行うことに

より、質の高い東神楽スタイルの教育実践に努めてまいります。小学校と中学校の9年間の学びを連続させる併設型の小中一貫教育については、前年度に立案しました目指す子ども像や単元系統表などに基づいた教育活動を小中学校一体となつて推進してまいります。

国際理解教育につきましては、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、中学校英語教員が、小学校の外国語の授業を行うなどして、外国語指導の充実に努めるとともに、ALTを派遣するなどして幼児の外国語教育の充実も図っています。

コミニティ・スクールの取り組みについては、学校や家庭、地域、行政などが協働して、地域とともにある学校づくりを進めるため、熟議の場を活性化するなどして、各小・中学校におけるコミニティ・スクールの活動を支援・拡充してまいります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの発達段階に応じた指導や支援を行うため、個別の指導計画を立案するなどして、特別支援学級の設置や通級指導教室の充実を図つてまいります。

生徒指導につきましては、いじめや不登校の対策として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組を充実させるとともに、加配教員やコーディネーターによる不登校児童生徒への支援

を行ななどして、より一層、子どもや家庭に寄り添った指導を行つてまいります。

学校給食では、衛生管理を徹底するとともに、生活管理表に基づくアレルギー対応を進め、栄養バランスのとれた、安全で楽しい学校給食の提供と地場食材の利用拡大に引き続き努めてまいります。前年度より実施の『社会的課題に対応する学校給食の活用事業』では、子どもたちが和食の良さに気付き、食べ残しななくそうとする思いが高まるよう取り組んでまいります。

教職員の働き方改革については、共同学校事務室による5小中学校的事務の共同化を図ることで、事務作業を効率化し、教員が子どもと向き合う時間の確保につながるよう、より一層の取り組みを進めてまいります。

また、部活動については、引き続き、部活動指導員を配置してまいります。さらに、教職員の勤怠管理をするシステムを導入し、勤務状況の正確な把握をすることによって、教員自身も勤務時間を意識し、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるよう働き方となるよう努めてまいります。

学校教育環境の整備につきましては、厨房調理器具備品の更新と学校施設のLED化のほか、教職員住宅の解体工事や整備、校舎の修繕などを進めてまいります。理科教材、体育備品などの充実に引き続き取り組んでまいります。

○家庭・地域教育

家庭・地域教育につきましては、家庭・地域・学校などの連携協力を推し進めるため、生涯学習コーディネーターを引き続き配置して、地域学校協働本部や地域未来塾、家庭教育支援、土曜教育などの活動を拡充してまいります。

地区公民館につきましては、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、地区公民館活動への支援を通じて地域の元気づくりを推進してまいります。

また、公民館施設の整備では、災害などにも対応可能な八千代地区公民館の改修に向けた検討を進めてまいります。



の相互交流事業を引き続き実施してまいります。

○文化・芸術

文化・芸術につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向けて、文化連盟をはじめ各文化芸術団体やサークルの育成・支援に努め、町民主体の文化活動を推進してまいります。



○生涯学習

生涯学習・社会教育につきましては、社会教育施設の安全な維持管理と利用拡大に向けた取り組みを進めています。

図書館については、ふれあい交流館図書室と学校図書室との連携により図書館資源の有効活用を図るとともに、本年度に第3次子ども読書推進計画を策定するなどして、読書環境の充実に努めています。

○防災

花と緑に包まれた 美しく安全なまちづくり

多様化、高度化する学習ニーズに対応した特色のある講座などを開催するほか、自然や社会体験などの活動を開催してまいります。

高齢者大学を引き続き開設するほか、高齢者の豊かな経験と知識を生かす新たな取り組みを進めてまいります。

また、鹿児島県長島町との小学生

の相互通じて避難所運営などの訓練を実施するとともに、防災機能の強化、広域防災連携の推進、関係機関・団体との防災協定など、総合的な防災体制の確立を図つてまいります。

○消防

消防につきましては、地域における安全・安心の対応・確保に向けて、消防力の強化を進めてまいります。特に消防水利の確保に向けて、本年度は導入から36年が経過し老朽化した大型水槽車の更新を行います。

さらに、恒久的な消防水利確保に向けた防火水槽の増設について、本年度は適当箇所の調査を行い来年度以降の設置を目指します。また、消防団を中心とした地域防災力の充実強化のため、町内企業や団体に消防団の重要性を改めて認識していただく中で、団員の加入促進を取り組みを進めてまいります。

また、消防団を中心とした地域防災力の充実強化のため、町内企業や団体に消防団の重要性を改めて認識していただく中で、団員の加入促進を取り組みを進めてまいります。

○消費者保護

消費者保護につきましては、町民の消費生活の安定と向上を図るために、旭川市消費生活センターとの広域連携のもと、消費生活に関する情報収集や相談に対応するとともに、年々多様化する悪質商法などの消費者被害には、消費者協会などの関係団体で構成する『東神楽町犯罪およね』を通じて消防団活動の活性化を進めています。

○環境保全

環境保全につきましては、自然環境と共生する清潔で美しいまちを目指して、広報・啓発活動により、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を促進しながら、公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に努めてまいります。

○交通安全

交通安全につきましては、交通安全

のないまちづくりを目指して、警察や交通安全協会などと連携しながら啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図る中で、平成31年4月26日の交通事故故死ゼロ1000日を目指し、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努めてまいります。

あわせて町内の交差点などの危険箇所や通学路を中心とした各種交通安全施設の整備・拡充に向けて、警察機関に対して引き続き要望をしてまいります。

○防犯

防犯につきましては、24時間体制の東神楽交番のもと、防犯協会などの関係団体と連携を図りながら情報提供や防犯パトロールなどを実施し、町民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で、安心して暮らせる地域づくりの実現に努めてまいります。

○防犯

防犯につきましては、町民が安全

で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めるために、町民の防災意識の向上が図られ

○ごみ処理

ごみ処理につきましては、『資源循環型社会』の形成に向けて、ごみ分別の徹底と減量化の啓発活動や、資源物と使用済小型家電のリサイクル体制の充実など再資源化と有効活用を推進し、大雪清掃組合と連携した効率的なごみ処理体制の強化とごみの減量化を図つてまいります。

また、ごみの分別が多様化する中、少量の生ごみを処理する『生ごみ処理機器等購入補助金制度』を新設し、ごみの減量と衛生的な処理を促進するとともに、ごみの焼却などの環境負荷の軽減に努めてまいります。尿・浄化槽汚泥処理につきましては、旭川市を含む広域的連携のもと、収集・処理体制の効率化と充実に努めてまいります。

○下水道など

下水道事業につきましては、現有施設の適正な維持管理に向け、管きよの長寿命化計画に基づいて、引き続き管きよ更生事業を進めてまいります。

経営の健全化につきましては、本年度より地方公営企業法の財務規定を適用し、下水道使用料の改定などを含めて健全経営の推進に向けて検討してまいります。

また、下水道事業による集合処理ができない地域におきましては、今後も合併処理浄化槽の設置を推進とともに、適正な維持管理を指導してまいります。

○花いっぱいのまちづくり

花いっぱいのまちづくりにつきましては、花のまち景観づくり条例や花のまち景観計画に基づき、町民と連携のもと、花のまちづくりや環境美化を推進することにより、東神楽町らしい景観づくりを進めていくとともに、2020年度実施予定の花のまち・花まつり50周年に向けて、育苗センターを拠点とした『花の駅』の拡充やオープニングゲーデンの取組み強化、イベントの拡充など、新しい時代の『花のまち』を発信してまいります。

○快適なまちづくり

○土地利用および都市計画

土地利用および都市計画につきましては、すでに国営緊急農地再編整備事業や地域高規格道路の整備、河川改修などの大型事業が着手されておりますので、関係機関と連携しながら、前々年度に策定した都市計画マスタートップランに基づき、景観にも配慮した土地利用を総合的かつ計画的に進めてまいります。

○道路

道路につきましては、地域高規格道路をはじめ道道東川東神楽旭川線など、道道の改良整備を北海道に対して積極的に働きかけてまいります。町道につきましては、安全・安心

な道路維持の観点から道路ストックの修繕計画に基づいた修繕事業を引き続き実施するとともに、ひじり野地区や中央市街地地区の生活道路において舗装点検を実施し、修繕計画を策定してまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいて修繕を継続してまいります。

○公共交通

公共交通につきましては、民間バス事業者に対して、運行本数や路線の充実など、バス利用者の利便性の向上に向け、きめ細やかな対応を引き続き要望していくとともに、町営バスにおきましては、通学のほか町民の身近な移動手段であることから、その適正な運行と管理に努めてまいります。

○住宅

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、既存公営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

○雪対策

雪対策につきましては、安全かつ円滑な交通や学童などの通学路の確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的な除雪を進めてまいります。

○河川

河川につきましては、近年の異常気象により、河川の氾濫など予期せぬ災害が発生していることから、八千代川・稻荷川の河川改修の早期着手やポン川改修の早期完成、さらには改修完了までの期間は適切な維持管理を行うよう北海道に対して強く要望をしてまいります。

ましては、地域で除雪を行う行政区、町内会等を対象にした小型除雪機の貸し出しを実施してまいります。

○公園・緑地

公園・緑地につきましては、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と、緑あふれる快適な環境づくりに向けて、安全に安心して利用できるよう、公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

○墓地

墓地につきましては、新たに育苗施設の増設を盛り込むため『東神楽町新墓園基本設計』の修正を行うとともに、地権者との用地買収と物件補償を進めるなど、今後の墓地整備などに向けた取り組みを進めてまいります。

また、火葬場におきましては、昭和51年の開設以来43年が経過し、耐震基準を満たさない施設であることをから、平成31年度大雪葬斎組合予算に基本計画策定の予算を計上し、地域住民をはじめ、他の大雪葬斎組合構成町と建設計画の協議を進めてまいります。

して、普通河川や排水路などの適正な維持管理に努めてまいります。

○上水道

上水道につきましては、安全な水の安定供給に向け、今後も計画的に整備を進めてまいりますが、前年度に策定した中長期的な経営戦略とともに、水道事業が将来にわたって、健全な財政運営を図るため、引き続き業務内容や水道料金の改定などについて検討を進めてまいります。

連携と協働で築く 自主自立のまちづくり

○協働のまちづくり

協働のまちづくりにつきましては、市民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、各種政策形成の過程で積極的に市民参画を進めるとともに、広報紙やホームページ、フェイスブックなどの充実、まちづくり懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実に努めています。

○コミュニティ

コミュニティにつきましては、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合う地域づくりに向け、地域の特性を活かした『地区別まちづくり計画』に掲載している事業を推進しながら、コミュニティ活動の拠点となる

自治公民館の構築と、住民自治のまちづくりを強化する条件整備を進めています。

『地区別まちづくり計画』で掲げてまいります。ふるさと納税も活用しながら、地区公民館や町民団体が行う地域活性化の事業に対して支援をしてまいります。



町内全域のブロードバンド化に向け、引き続きケーブルテレビ等関係機関に要望していくとともに、事業の実施などの検討を行つてまいります。

○交流

交流につきましては、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるために、今年度は、隔年で実施している青少年台湾派遣交流事業や東神楽中学校と姉妹校である台湾桃園市大園国民中学校の生徒の受け入れ事業を行い、多様な異文化の生活、習慣や価値観を受容し、共生する態度を養うなど、国際理解教育の促進に努め、家庭・学校・地域が一体となつた国際交流を推進してまいります。

また、国内における地域間交流も人材育成や地域活性化の大きな契機となることから、相互の地域資源を活用した交流に努めてまいります。

○男女共同参画

男女共同参画につきましては、『東神楽町男女共同参画計画』に基づき、男性と女性が社会の対等な構成員として正しく評価され、その能力が十分に発揮され、あらゆる分野でいきいきと活躍できるよう、男女共同参画社会の形成促進に努めてまいります。

○行政運営

行政運営につきましては、限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政運営を持続的に進めるため、効果的

な行政サービスを提供できるよう、業務の改善・改革を図つてまいります。また、引き続き職員研修の充実など職員の人材育成や適正な定員管理などの推進に努めてまいります。

○財政運営

財政運営につきましては、今後も、歳入・歳出の均衡を保ちながら財政構造の弾力性と規律を堅持し、持続可能な行政サービスの提供に向けた財政運営を目指してまいります。

歳入確保におきましては、町税率の収納率向上のため、新たな未納者を生まない取り組みを優先し、納税者個々の状況を考慮した徴収を行つてまいります。

また、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した資金の調達などの取り組みを推進し、町と町の特産品を全国に発信するとともに、町の財政に資する施策を展開してまいります。

今後とも、自主財源の確保に努力を払い、経常経費の節減と健全かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

○選挙

選挙につきましては、本年4月に統一地方選挙が予定されており、7日には北海道知事選挙と北海道議会議員選挙、21日には町議会議員選挙が、また7月に参議院議員通常選挙、来年2月には町長選挙の執行を予定していることから、適正な選挙執行に向けて準備を進めてまいります。

平
成

31

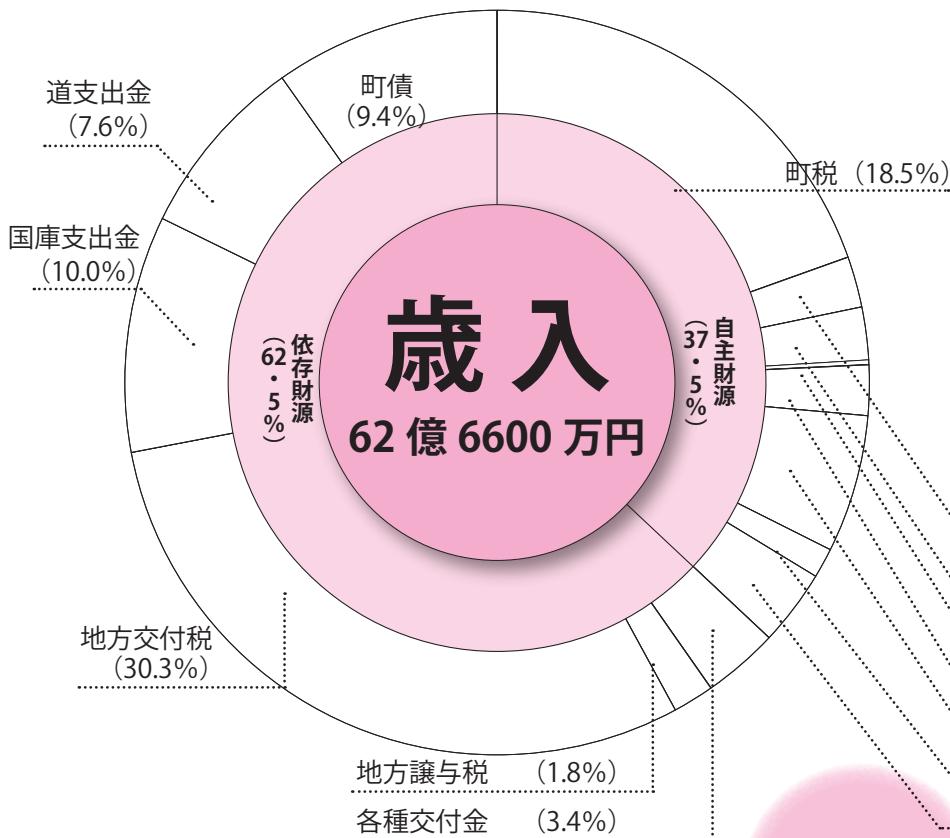
年
度予
算

依存財源

39億2623万円
(62.5%)

- 地方交付税…………… 18億9500万円 (1億2000万円)
【国税から町の財政力に応じて国から交付されるお金】
- 町債…………… 5億8910万円 (1520万円)
【国や道、金融機関等から借り入れるお金】
- 国庫支出金…………… 6億2436万円 (1385万円)
【事業など特定の目的の財源として国から交付されるお金】
- 道支出金…………… 4億7754万円 (611万円)
【事業など特定の目的の財源として道から交付されるお金】
- 各種交付金…………… 2億2513万円 (2763万円)
【国や道の各種税から交付されるお金】
- 地方譲与税…………… 1億1510万円 (610万円)
【国税として徴収し、町に譲与されるお金】

() 内は前年度対比



- 町税…………… 11億5503万円 (△ 259万円)
【町に納められる税金】
- 分担金および負担金…………… 1億1976万円 (△ 995万円)
【国や道、住民からの負担金】
- 使用料および手数料…………… 1億2879万円 (△ 958万円)
【施設の使用料や住民票の交付手数料など】
- 財産収入…………… 1066万円 (109万円)
【町が所有する財産の貸し付け、売払いなどの収入】
- 寄附金…………… 1億8300万円 (5000万円)
【町のためにうける寄附】
- 繰入金…………… 4億4906万円 (9242万円)
【基金の取り崩しにより繰り入れるお金】
- 繰越金…………… 8500万円 (500万円)
【前年度から繰り越されるお金】
- 諸収入…………… 2億847万円 (1472万円)
【その他の収入】

() 内は前年度対比

自主財源

23億3977万円
(37.5%)

町税の内訳

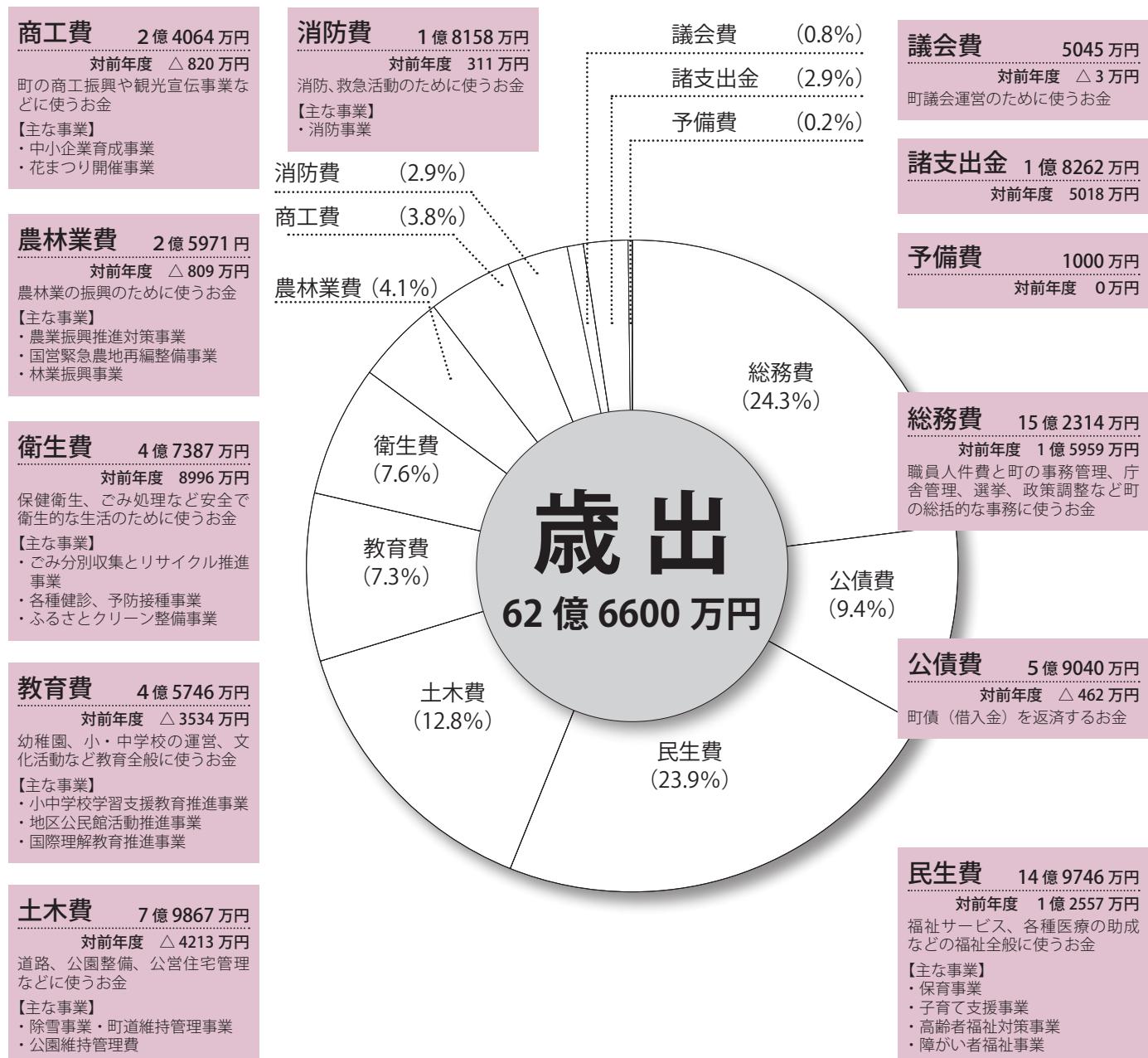
項目	予算額	対前年度比較
町民税	5億616万円	1279万円
固定資産税	4億8623万円	△352万円
軽自動車税	2882万円	228万円
町たばこ税	5323万円	△1048万円
入湯税	1642万円	△46万円
都市計画税	6367万円	△320万円
国民健康保険税	50万円	0万円
合計	11億5503万円	△259万円

一般会計

歳入は、地方公共団体が自主的に収入できる『自主財源』と、国や道の決定で割り当てられる地方交付税などとの『依存財源』に分けることができます（右ページの円グラフのとおり、比率は自主財源が37・5%、依存財源は62・5%）。依存財源の中でも最も大きな割合を占めている地方交付税は、これまで引き続き、事業の見直しと効率化、経常経費の削減に努めるなど、歳出の削減を図りました。平成31年度の歳出については、これまで実施を予定している主な事業については、下の円グラフ内に掲載していますのでご覧ください。

行政のスリム化・効率化で健全な財政運営を

平成31年度予算是、2月28日から開会され、た平成31年第1回町議会で審議され、会定例会で審議され、一般会計のほか、1つの特別会計および2つの企業会計の予算が議決されました。東神楽町の今年度の予算は、すべての会計を合わせると71億4348万円となり、前年度の予算総額66億78万円と比較すると7・0%の増となっています。福祉や教育、建設など住みよいまちづくりの中心を担う一般会計の予算総額は62億6600万円となっています。



特別会計・企業会計

それぞれの使い道に合わせた 一つの特別会計と二つの企業会計

◆特別会計および企業会計の対前年度予算比較表

会計区分		平成31年度 予算額	平成30年度 予算額	増減率
特別会計	国 民 健 康 保 險 施 設	1億 5500万円	1億 7190万円	△ 9.8%
	公 共 下 水 道	0円	3億 1840万円	皆減
企業会計	水道事業 収益的支出	1億 7522万円	1億 7388万円	0.8%
	資本的支出	1億 741万円	7860万円	36.6%
	下水道事業 収益的支出	2億 6920万円	0円	皆増
	資本的支出	1億 7065万円	0円	皆増
合 計		8億 7748万円	7億 4278万円	18.1%

※企業会計（下水道事業）は平成31年度から地方公営企業（法適用）へ移行

特別会計と企業会計は、町が特定の事業を行う場合、一般会計とは別にそれぞれの目的に応じた予算を独立して運営するものです。東神楽町には、国保診療所特別会計と水道事業会計、下水道事業会計があります。

今年度の特別会計および2企業会計の合計当初予算額は8億7748万円で、昨年度と比較すると18.1%の増となりました。

平成31年度は、前述の一般会計および特別会計、企業会計の財源を基盤とし、自主・自立の町づくりを目指した行財政改革に積極的に取り組み、引き続き効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

予 算 を も つ と 身 近 に

ここでは、町の予算を皆さんのが計のやり繩りに例えて考えてみましょう。

どの家庭でも収入と支出があり、そのバランスをとって工夫しながら生活しています。

これは町においても同じこと。

町の予算も、歳入と歳出のバランスを考え、組み立てられています。

前ページでお知らせした平成31年度の町の一般会計予算を家庭で使われている言葉に置き換えると、次のとおりです。



※この家計簿の数字は、平成31年3月末の町の人口（10,257人）から算出したものです。

財政情報 の公開

町のホームページでは、平成 29 年度決算に基づいた会計ごとの財政情報を一覧表として公開しています。

これは、一般会計のほか企業会計などの特別会計の状況や一部事務組合、第三セクターなどの経営状況および財政支援の状況も含め、地方公共団体の総合的な財政情報をについて全国共通の様式で公表するものです。

このほか、類似団体平均と東神楽町を比較分析した市町村財政比較分析表も合わせて公開しています。

町の財政状況をより詳しく知るための情報源としてぜひご活用ください。

平成
31
年度
予算

町の貯金と 借りたお金は

最後に、町の貯金と借りたお金についてお知らせします。町では『基金』という貯金を持っていて、特定の目的のために積み立て、必要なときにおろして使うことができます。

また、町では国や道、金融機関などからお金を借りて事業を行っています。平成 31 年度も、将来の負担を十分考慮し、借入金の予算を計上しました。

◆借入金（借りたお金）

会計区分	平成 29 年度末 現在高	平成 30 年度末 現在高	平成 31 年度中 借入見込額	平成 31 年度中 元金償還見込額	平成 31 年度末 現在高見込額
一般会計	52 億 5027 万円	54 億 8261 万円	6 億 3800 万円	5 億 5826 万円	55 億 6235 万円
下水道事業 会計	9 億 8289 万円	8 億 9524 万円	5560 万円	1 億 2789 万円	8 億 1795 万円
水道事業 会計	8 億 1157 万円	7 億 7246 万円	2060 万円	5459 万円	7 億 3847 万円
診療施設 会計	—	970 万円	—	97 万円	873 万円
合 計	65 億 9782 万円	71 億 6001 万円	7 億 920 万円	7 億 4171 万円	71 億 2750 万円

平成 29 年度末借入金の残高は、70 億 4473 万円。平成 30 年度末の借入残高は 71 億 6001 万円で、前年度から 1 億 1528 万円増加しています。

平成 31 年度には、新たに 7 億 920 万円の借入を予定しており、借入金の返済は、7 億 4171 万円となる予定です。そのため、平成 31 年度末借入金の残高は 71 億 2750 万円になる見込みで、前年度から 3251 万円減少する予定です。

◆基金（貯金）

基金名	平成 30 年度末 現在高	平成 31 年度中 増減予定額	平成 31 年度末 見込額
財政調整基 金	6 億 800 万円	△ 1 億 7700 万円	4 億 3100 万円
減債基金	7887 万円	8 万円	7895 万円
その他の基 金	6 億 9500 万円	△ 7567 万円	6 億 1933 万円
合 計	13 億 8187 万円	△ 2 億 5259 万円	11 億 2928 万円

将来直面するさまざまな財政課題に対応するため、積み立てられている基金。平成 31 年度末見込の基金は前年度末現在高と比べて 18.3% 減となり、11 億 2928 万円となる予定です。

各課の仕事予算

1

議会事務局

☎ 83-5410

本会議や委員会の議事運営、会議録の調製、議員の身分、共済、各種監査などに関する仕事をしています。

議会事務局・監査委員の一般会計予算は【5225万7000円】

■議員研修事業 【177万2000円】

議会議員の調査研究活動に必要な経費の一部として交付するものです。

■議員費 【4697万5000円】

議員の報酬や手当、共済費などです。

■議会広報事業 【105万8000円】

定例会毎に年4回、東神楽町議会広報を発行するものです。

■議会管理費 【64万3000円】

議会の運営管理に要する経費です。

■監査委員研修事業 【8万5000円】

監査委員として必要な専門的知識の向上を図るため、管内および中央部監査委員研修事業などに参加するものです。

■監査委員費 【164万5000円】

監査委員の報酬などです。

■監査管理費 【7万9000円】

監査委員業務の管理運営に要する経費です。

2 稅務課

課税グループ ☎ 83-2119
収納対策グループ ☎ 83-5404

課税グループでは、町税の賦課や固定資産の評価、国土調査等成果品の保管、また、収納対策グループでは、税および税外諸収入金の収納、徴収および相談・収納対策などに関する仕事をしています。

税務課の一般会計予算は【1676万3000円】

■固定資産評価審査委員会委員費 【7万1000円】

固定資産評価審査委員会の運営に要する経費です。

■固定資産評価替え事業 【306万6000円】

固定資産評価替えに要する経費です。

■税務事務費 【1084万円】

税務事務に要する経費です。

■農業所得税対策事業 【13万3000円】

農業所得税申告の適正化を図るもので

■賦課徴収事務費 【245万円】

町税などの徴収に要する経費です。

■地籍管理事業 【20万3000円】

地番図などの分合筆修正などに要する経費です。

3 会計課

☎ 83-5416

公金の受け払いなどに関する仕事をしています。

会計課の一般会計予算は【108万8000円】

■出納事務費 【4万円】

出納事務に要する経費です。

■口座振替等経費 【104万8000円】

口座振替などに要する経費です。



農地の売買や賃借、転用などに関する仕事をしています。

農業委員会の一般会計予算は【818万円】

■農業委員会委員費【670万2000円】

農業委員会運営に関する経費で、委員報酬や費用弁償などです。

■農業委員会管理費【116万6000円】

農業委員会一般業務の管理に関する経費です。

■農業者年金事務費【15万円】

農業者年金の事務に関する経費です。

■農地保有合理化事業【7万3000円】

農地保有合理化事業の実施に伴う事務経費です。

■実測センター維持管理費【8万9000円】

水稻収量調査（作況）に使用する実測センターに関する光熱水費などの維持管理費です。



農業の振興や農地の基盤整備、農業後継者の育成、需給調整、農業技術の改良・普及、林業、畜産、商工、観光振興、労働、消費生活などに関する仕事をしています。

産業振興課の一般会計予算は【5億227万4000円】

■有害鳥獣駆除対策事業【48万円】

鳥獣による農作物被害を抑制する事業です。

■多面的機能支払交付金事業【9360万4000円】

農業者を中心に地域住民などが参加する活動組織が取り組む農業用施設の維持管理や地域環境の保全などの活動を支援する事業です。

■中山間地域等直接支払交付事業【1億297万5000円】

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、町の基幹産業である農業の持続的発展と振興、担い手の育成などについて対策を講じるもので

■農業振興事業【272万3000円】

町外関係団体とともに地域農業の発展やデータ整備に取り組む費用です。

■米麦改良事業【12万円】

米麦生産の生産技術の習得・向上、品質の改善、生産者間の連携強化、安全性の確保を図るもので

■農業振興生産集団育成事業【57万円】

農業振興生産集団育成として、各生産者部会の運営に対し補助を行うもので

■制度融資事業【33万2000円】

認定農業者が利用する経営改善のための長期資金で、農地・機械・施設などの導入に対して融資を行うもので

■単独融資事業【4000円】

平成22年度の突発的な冷害などに対して、低利融資を行い農業生産基盤の安定を図るもので

■農畜産物処理加工施設並びに物産展示館運営事業【121万円】

農畜産物処理加工施設の運営経費です。

■国営緊急農地再編整備事業【1835万9000円】

水田の基盤整備のための要請と推進の事業です。

■地場産品販売促進事業【82万円】

本町農産物の多角的な販売活動に対する支援です。

■経営所得安定対策直接支払推進事業【270万円】

経営所得安定対策の普及・推進や申請事務などに対する助成です。

■機構集積協力金交付事業【50万円】

人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体の農地集積に協力する農家への協力金を交付する事業です。

■農業次世代人材投資事業【300万円】

就農前の研修段階及び不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、青年就農給付金を給付する事業です。

■畜産振興対策事業【24万4000円】

畜産一般業務に関する諸経費と、組織強化のための事業です。

■道営農地整備事業【460万円】

就実地区における東神楽町域の畠の基盤整備に係る費用です。

各課の仕事予算

引き続き産業振興課の一般会計予算

■八千代地区畠地帯かんがい幹線用水路維持管理事業

【254万1000円】

国営忠別地区畠地かんがい造成施設の支線について、維持管理を行うものです。

■林業振興事業 【530万6000円】

樹齢の若いカラマツやトドマツなどの成長を促すために行う下草刈りや枝払いに対して、作業費の一部を補助するものです。

■未来につなぐ森づくり推進事業 【364万円】

「植えて、育てて、切って、また植えて」という森林資源循環を促すため、苗木の植え付けの一部を補助するものです。

■東神楽消費者協会活動推進事業 【35万1000円】

東神楽消費者協会に対して、活動の助成を行うものです。

■商工振興事業 【792万円】

東神楽町商工会と連携しながら、商工業者の共同事業やイベント開催、運営費の補助などを行うものです。

■地方創生推進交付金事業 【600万円】

東京圏からの移住支援や新規創業事業者などの応援と、東神楽の魅力を発信するイベントの開催を行うものです。

■労働対策事業 【3万5000円】

就職促進・再就職支援など雇用問題について、協議会を通じた取り組みを促進するものです。

■企業立地推進事業 【21万6000円】

旭川空港を有する有利性や旭川市に隣接している立地環境を生かした地場企業の育成と企業誘致活動を近隣市町の協議会を通じて推進するものです。

■東神楽工業団地連絡協議会活動推進事業 【8万円】

東神楽工業団地連絡協議会に対し活動費の一部を補助するものです。

■再生可能エネルギー事業 【5万9000円】

再生可能エネルギー振興の負担金などです。

■中小企業育成事業 【5491万円】

中小企業に対する特別融資制度や研修受講料の助成などを行うものです。

■異業種交流後継者育成活動推進事業 【5万円】

農・商・工業に携わる青年層を中心とした交流会・勉強会を行うものです。

■森林公园等整備事業 【1億4834万8000円】

森林公园リニューアル基本計画に基づく設計・工事を行うとともに、森林公园と健康回復センターの維持修繕を行うものです。

■花まつり開催事業 【578万5000円】

ひがしかぐら花まつり実行委員会に対して事業開催を支援するものです。

■観光宣伝事業 【170万1000円】

ひがしかぐら森林公园や森のゆ花神楽を中心とする観光エリアや地場產品を、メディアやイベントを活用し、PR活動を行うものです。

■東神楽町観光協会活動推進事業 【68万円】

観光資源の整備、開発や観光情報の発信、イベントの開催に対し、活動費を補助するものです。

■農業振興基金積立金 【200万7000円】

町内の土づくり対策の普及振興を図るために必要な費用の積み立てを行うものです。

■地方創生推進交付金事業（地域連携 DMO）

【984万2000円】

上川中部1市6町で構成される「一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO」において都市型スノーリゾート地域構築事業として冬季観光客の底上げ、広大な雪原の有効活用などを図るものです。



平成30年6月24日 フラワーフェスタ < 森林公園 >



平成31年1月19日 第1回雪上バブルサッカー大会

< 雪の遊び場ウパシの森 >

6 こども未来課

子育て支援センター(これっと☎ 83-5423・ぱれっと☎ 080-4500-9351)

東神楽幼稚園(☎ 83-2343)、中央保育園(☎ 83-3769)

東聖小規模保育園(☎ 83-3767)、ぱれっと小規模保育園(☎ 83-3323)

子ども発達支援センター(☎ 83-2996・83-5211)

子育て支援事業や子育て支援センター・東神楽幼稚園・中央保育園・東聖小規模保育園・ぱれっと小規模保育園・子ども発達支援センターの管理運営、東聖・中央児童クラブの運営などに関する仕事をしています。

こども未来課の一般会計予算は【5億1113万5000円】

■学童保育事業【580万8000円】

■学童保育事業【1351万6000円】

中央児童クラブ(これっと内)、東聖児童クラブ(ぱれっと内)の運営や一時保育事業に要する経費です。

■放課後子ども教室事業【122万4000円】

中央子ども教室(これっと内)、東聖子ども教室(ぱれっと内)の運営に要する経費です。

■第三の居場所保育事業【1219万9000円】

■第三の居場所保育事業【東聖・ひじり野】

【1129万8000円】

課題を抱える子ども達の居場所を運営するための経費です。

■中央保育園保育事業【5255万5000円】

中央保育園の運営に要する経費です。

■小規模保育事業【2095万8000円】

東聖小規模保育園およびぱれっと小規模保育園の運営に要する経費です。

■広域入所保育事業【1230万円】

町外の保育園に通園する園児に要する経費を町が負担するものです。

■中央保育園維持管理費【502万円】

中央保育園の維持管理に要する経費です。

■保育所等第三者委員会設置事業【2万円】

町内の保育所などに、第三者委員制度による『苦情解決窓口』を設置するための経費です。

■保育士等職員研修事業【33万4000円】

こども未来課職員(保育士など)の研修に要する経費です。

■認定こども園等運営事業【3434万1000円】

乳幼児を安心して認可保育施設に入所できるようにその運営費などを支出し、保育事業の充実を図るものです。

■認可外保育所等助成事業【405万4000円】

町内の認可外保育所、認可外保育所利用者への助成に要する経費です。

■子育て支援事業【487万8000円】

こども緊急さばねっとや君の椅子プロジェクトなどの子育て支援サービスを行うための経費です。

■子育て支援センター事業【809万5000円】

わくわく教室や子育て教育相談、年齢別広場、子育て講座など子育て支援センター事業に要する経費です。

■地域世代交流センター維持管理費【511万9000円】

地域世代交流センターの維持管理に要する経費です。

■東聖ひじり野地区地域世代交流センター維持管理費【433万5000円】

東聖ひじり野地区地域世代交流センターの維持管理費用に要する経費です。

■特別保育支援事業【520万円】

一時預かり事業などを行う事業者への支援費で、児童福祉の向上を図るものです。

■子どものための教育・保育給付費【2億5261万6000円】

子ども・子育て支援新制度へ移行した施設に対しその運営費を支出し、教育・保育の充実を図るものです。

■子ども発達支援事業【2265万8000円】

子ども発達支援センター(おひさま)において、発達に不安がある子どもに対し、親子で通いながら相談や指導などの療育・支援を行うための経費です。

■障害児相談支援事業【285万3000円】

支援が必要な子どもへの相談および福祉サービスなどの総合的な利用支援計画に要する経費です。

■子ども発達支援センター維持管理費【389万円】

子ども発達支援センターの維持管理に要する経費です。

■幼稚園保育事業【783万6000円】

幼児の実態や発達段階に応じた教育課程を充実し、教職員の資質向上による指導体制の充実を図るものです。

■幼稚園維持管理費【672万2000円】

東神楽幼稚園の維持管理に要する経費です。

■幼稚園用器具購入事業【31万4000円】

幼稚園図書の整備に要する経費です。

■町内私立幼稚園運営助成事業【8万円】

私立幼稚園の幼児教育環境の充実を図るために、環境美化保全などに対する事業に対して助成を行うものです。

■私立幼稚園就園奨励助成事業【134万2000円】

■幼児教育無償化給付事業【231万3000円】

町内外の私立幼稚園に通う園児のいる家庭に入園料・保育料を補助するものです。

■総合体育館維持管理費【925万7000円】

総合体育館の維持管理に要する経費です。



平成31年度

各課の仕事予算



戸籍グループ（☎ 83-5401）、衛生グループ（☎ 83-5402）

戸籍グループでは、戸籍、住民登録、印鑑登録、各種証明、旅券、埋火葬の許可および国民年金などに関する仕事をしています。衛生グループでは、環境保全、公害対策、ごみ、資源リサイクル、合併処理浄化槽、し尿、交通安全、防犯、畜犬登録、野犬掃とう、墓地および大雪葬斎場などに関する仕事をしています。

くらしの窓口課の一般会計予算は【3億2831万7000円】

■交通安全対策事業 【359万2000円】

交通安全教室の開催や交通安全キャンペーン、広報活動の推進、交通指導員の活動に要する経費と交通安全協会への助成を行い、交通安全運動を推進するものです。

■交通指導車管理費 【22万6000円】

交通指導車の維持管理に要する経費です。

■交通安全対策施設整備事業 【76万2000円】

交通環境の整備改善を図るため、注意喚起標識や路面標示などの交通安全対策施設の整備を行うものです。

■防犯対策事業 【145万1000円】

防犯指導員の活動に要する経費、防犯等活動団体に対する活動費を助成するものです。

■住民基本台帳ネットワークシステム推進事業

【352万2000円】

マイナンバーカードによる特例転入や住民票の交付を広域的に実施するため、住民基本台帳ネットワークシステムに要する経費とマイナンバーカードの交付に要する経費です。

■戸籍住民基本台帳管理事業 【2838万9000円】

本籍人および住民の親族・身分関係、居住・世帯構成などについての届出を適正に審査し、登録・公証を行うための経費です。

■パスポート発給事業 【4万6000円】

一般旅券（パスポート）の発給申請などの受理・審査を行い、旅券の交付に要する経費です。



平成30年7月25日 飲酒運転キャラバン隊来町 < 役場駐車場 >

■国民年金事務費 【134万4000円】

国民年金の加入推進と制度の周知などを図る経費です。

■ごみ分別推進事業 【5695万円】

一般ごみ・資源ごみの分別収集に要する経費、資源ごみ協力団体への助成、環境衛生指導員による町内巡回パトロールによる不法投棄対策の経費です。

■し尿汲み取り処理事業 【2600万8000円】

し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬および処理するための委託料などの経費です。

■ふるさとクリーン整備事業 【1244万2000円】

合併処理浄化槽の設置者に対する補助の交付、無利子資金の貸付、保守管理に対する助成などを実施するものです。

■畜犬登録・野犬掃討事業 【32万6000円】

犬の登録や狂犬病予防注射などを実施する経費です。

■地下水水質調査事業 【20万5000円】

町内各地域における地下水の水質調査を実施する経費です。

■蜂等駆除事業 【52万4000円】

公共施設・用地にかかる蜂の巣などの駆除を実施する経費と個人住宅敷地内のスズメバチの巣の駆除に対する補助金です。

■清掃事業 【1億136万1000円】

大雪清掃組合運営のために支払う負担金です。

■葬斎事業 【1248万7000円】

大雪葬斎組合運営のために支払う負担金です。

■大雪靈園・各墓地維持管理費 【7867万7000円】

柏木ヶ岡墓地・志比内墓地・大雪靈園の町が管理する墓地と、その周辺環境を適切に維持管理し整備するための経費です。



8 健康ふくし課

ふくしグループ(☎ 83-5430)、健康推進グループ(☎ 83-5431) 地域包括支援センター・介護予防グループ(☎ 83-5600)

ふくしグループでは、生活保護、ひとり親・高齢者・障がい者および精神保健福祉、国民健康保険事業、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業、医療費助成事業、保護司、人権擁護などに関する仕事をしています。健康グループでは、健康相談、母子保健対策、栄養指導、生活習慣病の予防および指導、食品衛生などに関する仕事をしています。地域包括支援センターでは、要支援者等の介護予防に関する仕事をしています。

健康ふくし課の一般会計予算は【10億9934万3000円】

■社会福祉対策事業 【105万9000円】

自立して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた社会福祉体制を目指す事業の推進を行うものです。

■戦没者功労者追悼式開催事業 【44万8000円】

町功労者、戦没者追悼式開催に要する経費です。

■社会福祉協議会活動推進事業 【1347万3000円】

社会福祉協議会の活動に対して助成を行うものです。

■民生委員児童委員協議会活動推進事業

【335万3000円】

民生委員児童委員協議会の活動に対して助成を行うものです。

■保護司会活動推進事業 【10万2000円】

保護司会の活動に対して助成を行うものです。

■無料低額診療事業調剤処方費用助成事業 【2万4000円】

無料低額診療事業利用者の薬局での調剤処方費用を助成するものです。

■冬の生活支援事業 【125万円】

低所得の高齢者世帯などに対し、冬期間の燃料および暖房器具などの購入費の一部を助成するものです。

■国民健康保険等推進事業 【3億5604万3000円】

大雪地区広域連合に支払う負担金です。

■高齢者福祉対策事業 【349万5000円】

高齢者福祉支援員報酬および独居老人などの緊急事態に対応するため、あんしん連絡用装置や緊急通報電話機を設置するための経費です。

■つづじ館維持管理費 【1301万5000円】

つづじ館の維持管理に要する経費です。

■長寿祝金支給事業 【243万円】

88歳、99歳の誕生日を迎えた方へ祝い金を支給するものです。

■介護予防・地域支え合い事業 【106万4000円】

高齢者および日常生活に支障のある身体障がい者が、現在の状態を悪化しないよう介護予防を推進し、在宅での生活維持に必要な支援を行うものです。

■地区敬老会推進事業 【180万1000円】

各地区敬老会の開催に対して助成するものです。

■老人クラブ活動推進事業 【141万円】

老人クラブの活動に対して助成するものです。

■高齢者事業団推進事業 【30万円】

高齢者事業団の活動に対して助成するものです。

■高齢者交通費助成事業 【646万1000円】

低所得の高齢者に対してハイヤー・バス料金の一部を助成することにより、外出の機会を促進し福祉の増進および介護予防を図るものです。

■高齢者運転免許証自主返納者交通費助成事業 【20万円】

運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、交通費の一部を助成することで、自動車運転事故を防止するとともに、外出の機会を促進し福祉の増進と社会参加を図るもので

■在宅福祉支援用具給付事業 【35万円】

在宅で日常生活に支障のある高齢者や障がい者に対して、在宅支援用具を給付することにより在宅での生活継続の支援を行うものです。

■特別養護老人ホーム維持管理事業 【1377万円】

特別養護老人ホームの修繕などを行うものです。

■外国人高齢者福祉給付支給事業 【4万円】

国民年金制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者などに安定した生活を続けていくよう支援するものです。

■障がい者交通費助成事業 【298万円】

障がい者にハイヤー料金・ガソリン代またはバス料金の一部を助成することにより、社会参加を助長し福祉の増進を図るもので

■障がい者通所費助成事業 【24万円】

精神障がい者が社会復帰施設などへ通所するための交通費を助成するものです。

■重度心身障がい者医療費給付事業 【2083万5000円】

重度心身障がい者に対し、医療費の一部を助成するものです。

各課の仕事予算

引き続き健康ふくし課の一般会計予算

■自立支援医療給付事業 【1323万1000円】

身体障がい者（18歳以上）の障がい程度の軽減など、日常生活能力の回復を図るために、医療の一部に対し助成するものです。

■補装具給付事業 【307万6000円】

身障者・児に対する補装具の給付を行うものです。

■障がい支援区分認定等事業 【27万3000円】

障がい者の心身の状況やサービス利用の意向などに基づき、障がい程度区分によるサービスの内容などを決定するものです。

■障がい者自立支援給付等事業 【2億7849万4000円】

障がい種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）費用を負担します。

■地域生活支援事業 【1399万9000円】

障がいのある人が、住み慣れた地域で生活できるように必要なサービス支援の費用を負担します。

■障がい者相談事業（定住自立圏共生ビジョン）

【64万4000円】

圏域内で困難相談などに対応する専門職員を共同配置し、障がい者などからの相談支援の充実・強化を図るもので

■介護予防事業 【653万6000円】

高齢者が、生き生きとした老後生活を送れるよう日常生活での実践や知識の啓発などを行うものです。

■包括的支援事業 【167万円】

住み慣れた地域で生活が継続できるよう、予防対策から介護サービス、医療サービスまでを切れ目なく提供するものです。

■地域支援任意事業 【3万2000円】

地域ごとに独自の事業を行い、地域のニーズに合った支援活動や体制作り、取り組みを実施するものです。

■居宅介護支援事業 【531万1000円】

要介護認定者へのケアマネジメントや各種相談、事務代行などを行い、在宅生活の維持・家族負担の軽減などの支援を行うものです。

■介護予防・日常生活支援総合事業 【958万5000円】

介護予防、生活支援、社会参加の融合による、多様な支え合いの体制の総合的な構築を推進するものです。

■児童手当給付事業 【1億7339万7000円】

児童の健やかな成長に資するため、中学生までの児童を養育している親などに児童手当を支給します。

■子ども医療費助成事業 【5534万3000円】

子どもの医療費の一部を保護者に助成することにより、疾患の早期診断・治療を促進するものです。中学生までの子どもに対して、保険が適用される医療費負担金について全額を助成します。

■ひとり親家庭等医療費給付事業 【633万8000円】

ひとり親家庭などの保護者などに対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図るもので

■遺児手当支給事業 【28万8000円】

交通事故などで両親かそのいずれかを失った18歳以下の児童を養育している方に遺児手当を支給するもので

■未熟児養育医療給付事業 【48万1000円】

養育のため病院などに入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行いうもので

■各種健康診査事業 【764万7000円】

生活習慣病の予防（学童～成人）やがんなどの早期発見のため、各種検査実施および料金の助成をします。

■保健指導事業 【154万円】

家庭訪問や健康相談、健康教育などを行うもので

■健康食育タウン事業 【1120万円】

食育を通して健全な心や身体を作るため、町民や関係団体と協働し、健康に過ごせるまちづくりを行いうもので

■母子保健事業 【1062万7000円】

赤ちゃんや子どもたちの健やかな成長のため、母子健康手帳や妊産婦一般健康診査受診票の交付、乳幼児健診などを行い、保護者が安心して子どもを産み・育てるためのお手伝いをしています。

■母子保健相談支援事業 【513万4000円】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のための体制整備を行うもので

■エキノコックス対策事業 【29万4000円】

北海道エキノコックス症対策実施要領に基づく1次検査を実施するもので

■地域医療対策事業 【200万5000円】

救急医療機関などに支払う負担金などです。

■リフレッシュメント事業 【192万9000円】

森のゆ花神楽の入浴料の助成を、70歳以上の方を対象に年1回無料券2枚を申請により交付したり、一般町民向けとして優待券を送付するもので

■予防接種事業 【2992万3000円】

定期予防接種の実施や任意接種費の助成などを行うもので

■結核検診事業 【10万3000円】

感染症法に基づき、結核検診やBCG接種の実施などを行いうもので

■国民健康保険診療推進事業 【2310万円】

国民健康保険特別会計（診療施設勘定）に対して支払う繰出金です。

建設水道課 ☎ 83-5412

管理グループ（☎ 83-5413）

建設グループ・建設指導グループ（☎ 83-5414）

管理グループでは、建設業、公営住宅、公園、上下水道の使用、町営バス、育苗センター、融雪施設補助、などに関する仕事をしています。また、建設グループでは、道路、橋梁、河川、土地改良事業、公園、上下水道、公共建築物の建設・維持、建築行政、建築リサイクル、民間住宅に関する助成、建設車両、除雪などに関する仕事をしています。

建設水道課の一般会計予算は【9億4569万3000円】

■一般車両管理費【901万7000円】

公用車の維持管理に要する経費です。

■水道事業会計負担事業【9139万2000円】

水道事業運営に係る負担金です。

■土地改良管理事業【14万3000円】

土地改良管理に要する経費です。

■国営造成施設管理体制整備促進事業【766万円】

国営造成施設を管理する土地改良区に対して、管理に必要な経費の一部を助成するものです。

■土木管理事業【30万円】

土木管理事業に要する経費です。

■公共用地整備事業【102万円】

管理する道路および河川敷地内の私有地の買収などや敷地外の売払いおよび交換を行い用地整理をするものです。

■融雪施設推進事業【60万円】

地域住民と連携した雪対策を推進するため、融雪施設設置に必要な経費の一部を補助するものです。

■道路橋梁管理事業【248万3000円】

道路橋梁の管理に要する経費です。

■街路灯維持管理事業【1207万4000円】

街路灯の維持管理や各行政区・町内会に街路灯電気料の助成を行うものです。

■町道維持管理事業【4708万円】

町道の維持管理に要する経費です。

■町道愛護事業【30万8000円】

生活環境美化運動の一環として、年2回（6・8月）の道路愛護の期間を設定し、道道および町道の草刈、ゴミ拾いなどの活動に対して助成するものです。

■橋梁維持管理事業【40万円】

橋梁の維持管理を行なう経費です。

■除雪事業【1億255万円】

除雪により、冬道の安全確保を行うための経費です。

■土木機械管理費【1077万8000円】

除雪作業に必要な土木機械の維持管理に要する経費です。

■車両センター維持管理費【29万8000円】

除雪作業を実施する土木機械を保管する車両センターの維持管理に要する経費です。

■土木機械整備事業【6998万円】

土木機械を更新するための経費です。

■道路ストック修繕事業【3150万円】

町道の舗装や付属物の点検を行い、点検結果に基づき補修を計画的に実施するための経費です。

■北2線整備事業【6000万円】

町道北2線の道路改良に要する経費です。

■北3号線整備事業【1800万円】

町道北3号線の道路改良に要する経費です。

■橋梁整備事業【1800万円】

橋梁の定期点検と長寿命化修繕計画に基づき修繕するための経費です。

■河川等維持管理事業【9万3000円】

河川などの維持管理を行う経費です。

■河川排水路維持事業【1098万円】

河川および排水路などの維持補修を行う経費です。

■都市計画管理事業【18万9000円】

市街化区域や市街化調整区域を指定するなど、調和のとれた秩序ある都市計画を推進するものです

■下水道事業会計負担事業【1億3359万円】

下水道事業運営に係る負担金です。

■公園維持管理費【2657万円】

町内の公園維持管理に関する経費です。

■コミュニティースペース維持管理費【398万6000円】

コミュニティースペースの維持管理に関する経費です。

■ポケットパーク整備事業【990万円】

コミュニティースペースにポケットパークを整備する事業です。

■育苗センター維持管理費【2516万5000円】

育苗センターの維持管理費に関する経費です。

■公営住宅管理事業【261万9000円】

公営住宅の運営管理に関する経費です。

■公営住宅維持管理費【2132万7000円】

既存の公営住宅の維持に係る修繕および工事などの経費です。

各課の仕事予算

引き続き建設水道課の一般会計予算

■建築総務費【30万円】

建築確認申請の審査、処理を行うものです。

■住宅リフォーム補助事業【655万円】

住宅リフォーム、住替え、中古住宅の円滑な流通に対する支援のための経費です。

■特定公共賃貸住宅緑町団地取得事業（平成 17 年度）

【372万円】

平成 17 年度に民間企業が建設し、東神楽町が買い取った公営住宅の支払いを行うものです。

■公営住宅緑町団地取得事業（平成 18 年度）

【333万3000円】

平成 18 年度に民間企業が建設し、東神楽町が買い取った公営住宅の支払いを行うものです。

■公営住宅忠栄団地取得事業（平成 19 年度）【231万円】

平成 19 年度に民間企業が建設し、東神楽町が買い取った公営住宅の支払いを行うものです。

■公営住宅東聖団地取得事業（平成 20 年度）

【396万5000円】

平成 20 年度に民間企業が建設し、東神楽町が買い取った公営住宅の支払いを行うものです。

■公営住宅忠栄団地取得事業（平成 21 年度）

【247万3000円】

平成 21 年度に民間企業が建設し、東神楽町が買い取った公営住宅の支払いを行うものです。

■特定公共賃貸住宅ひじり野西団地取得事業（平成 22 年度）

【198万円】

平成 22 年度に民間企業が建設し、東神楽町が買い取った公営住宅の支払いを行うものです。

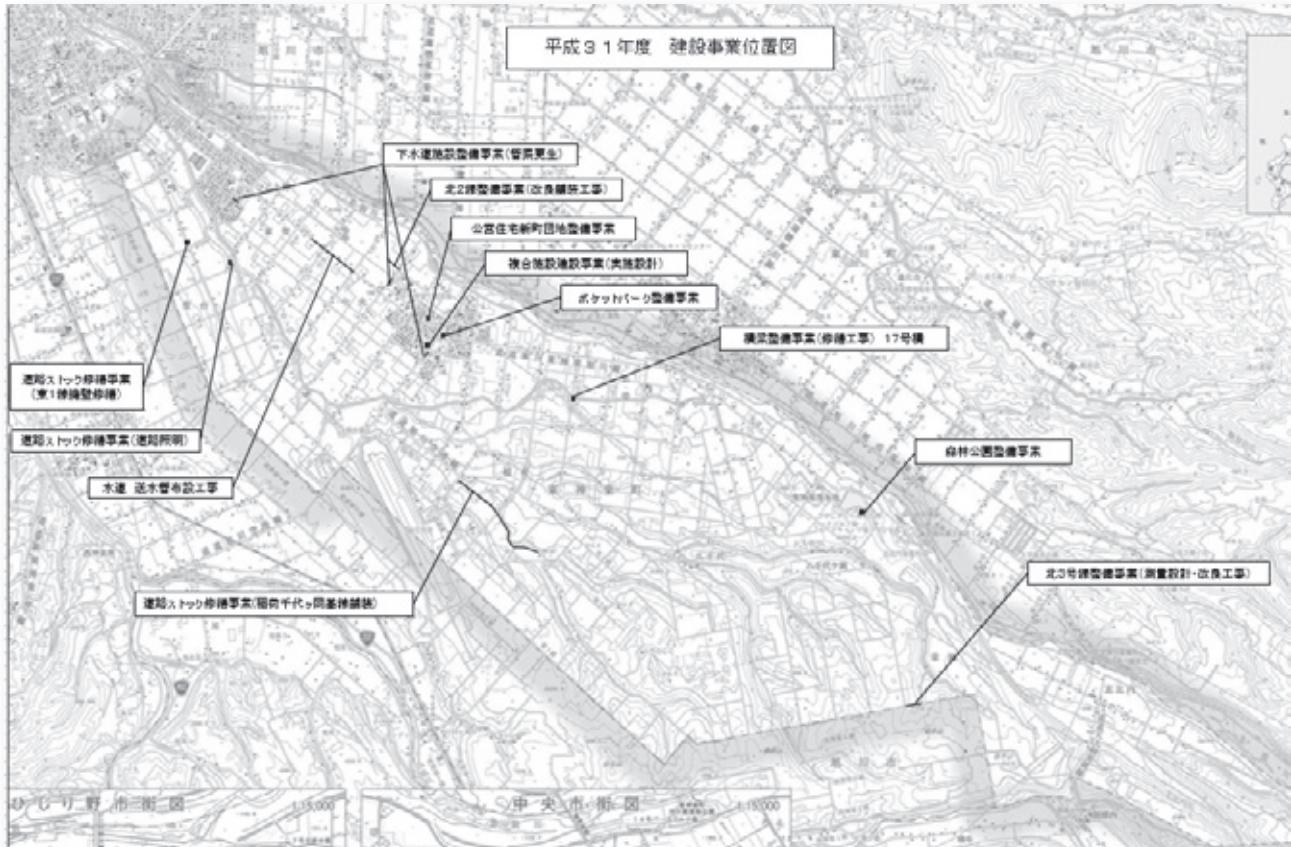
■公営住宅新町団地整備事業【1億6424万8000円】

新町団地の建て替えに要する経費です。

■バス管理費【2838万6000円】

■バス車庫維持管理費【75万1000円】

町営バスの運営管理やバス車両・車庫施設の維持管理経費です。





教育委員会会議や学校の設置・管理、学校組織の編成、通学区域、学校給食などに関する仕事をしています。

教育推進課の一般会計予算は【3億2843万2000円】

■国際交流観光事業 【776万円】

国際交流員の配置など国際交流を推進するものです。

■教育委員会委員費 【212万6000円】

教育委員会運営に関する事業で、委員報酬や費用弁償などです。

■教育総務事務費 【981万円】

教育委員会事務局管理運営に関する事務費です。

■国際理解教育推進事業 【776万6000円】

国際理解教育や外国语教育の推進を図るため、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒に対し英語指導を行うため外国语指導助手などを配置するものです。

■児童生徒健康管理事業 【170万9000円】

学校保健法などの規定に基づき、児童の健康診断などを実施するものです。

■教職員健康診断事業 【110万3000円】

学校保健法などの規定に基づき、教職員の健康診断などを実施するものです。

■教育研究会支援事業 【75万円】

東神楽町教育研究会の事業の円滑な推進や新しい学びの構築を図るために、補助金を交付するものです。

■山村留学事業 【25万円】

山村留学を推進し、志比内地区の活性化を図るために、志比内小学校存置委員会に補助金を交付するものです。

■教職員研修事業 【25万円】

東神楽町の教育推進のため、東神楽町校長会、教頭会、一般教員などの研修費に対し、補助金を交付するものです。

■学校保健委員会支援事業 【3万円】

学校保健の充実のため、東神楽町学校保健委員会が実施する事業に対し補助金を交付するものです。

■生徒指導連絡協議会支援事業 【7万円】

児童生徒の非行防止や安全確保のため、東神楽町生徒指導連絡協議会が実施する事業に対し、補助金を交付するものです。

■高校通学費助成事業 【225万円】

高校などに通学する生徒の保護者のうち経済的に困窮している者に対し、通学に要する経費の一部を補助するものです。

■共同学校事務室運営事業 【18万3000円】

小中がこうの教育環境整備に係る事務の一元化のため、各種会議や研修、広報などに関する経費です。

■教職員住宅維持管理費 【265万3000円】

教職員住宅の営繕修理などを実施するものです。

■学校給食事業 【8705万4000円】

学校給食実施に伴う、食材費などの経費です。

■厨房調理室維持管理費 【623万1000円】

学校給食実施に伴う、設備機器などの更新や維持管理費です。

■小学校管理費 【181万1000円】

各小学校が共通で必要な物品購入などの経費です。

■東神楽小学校管理費 【134万1000円】

■東聖小学校管理費 【215万9000円】

■忠栄小学校管理費 【72万5000円】

■志比内小学校管理費 【68万8000円】

各小学校が、それぞれの学校で必要な物品購入などの経費です。

■小学校維持管理費 【6239万4000円】

各小学校の一般管理に関する経費です。

■児童用ヘルメット購入費助成事業 【4万5000円】

新入生などに児童用ヘルメットを配布するための経費です。

■学校管理用器具購入事業 【886万2000円】

各小学校の管理に必要な器具を購入する経費です。

■小学校指導用等経費 【232万8000円】

各小学校が共通で必要な、児童に対する学習指導などにかかる経費です。

■東神楽小学校指導用等経費 【75万7000円】

■東聖小学校指導用等経費 【122万円】

■忠栄小学校指導用等経費 【25万3000円】

■志比内小学校指導用等経費 【25万3000円】

各小学校が、それぞれの学校で必要な学習指導などにかかる経費です。

■教材用等器具購入事業 【1010万1000円】

学習指導などに要する教材などの器具購入の経費です。

■図書購入事業 【71万6000円】

小学校の図書購入の経費です。



平成30年7月12日 JFA夢の教室

引き続き教育推進課の一般会計予算

■特色ある教育活動推進事業（小学校）【246万円】

小学校に対し、各種行事、総合的な学習の時間などの実施、学校評議員の配置に要する経費などに補助金を交付するものです。

■複式教育推進事業【10万円】

東神楽町へき地複式教育連盟に対し、へき地・複式教育に関する研究研修・運営に要する経費などに補助金を交付するものです。

■遠距離児童通学費助成事業【6万3000円】

遠距離通学児童の保護者に対し、通学に要する経費の一部を補助するものです。

■準要保護児童就学援助事業【964万7000円】

学校教育法の規程に基づき、経済的理由などによって就学困難な学齢児童の保護者に対して、就学に要する経費の一部を就学援助費として支給するものです。

■特別支援教育児童就学奨励事業【61万8000円】

『特別支援学校への就学奨励に関する法律』に基づき、特別支援学級に在籍する児童の保護者へ就学に必要となる経費の一部を助成するものです。

■小学校学習支援教育推進事業【1008万円】

通常の学級に在籍するLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）など、学習や行動面で特別な支援を要する児童に、適切な指導や必要な支援を行うものです。

■中学校管理費【46万4000円】

東神楽中学校で必要な物品の購入などの経費です。

■東神楽中学校管理費【248万3000円】

東神楽中学校で必要な消耗品や通信費などの経費です。

■東神楽中学校維持管理費【2234万9000円】

東神楽中学校の一般管理に関する経費です。

■学校管理用器具購入事業【421万5000円】

東神楽中学校の管理に必要な器具を購入する経費です。

■中学校指導用等経費【223万8000円】

生徒に対する各種健康診断などの経費です。

■東神楽中学校指導用等経費【129万3000円】

生徒に対する学習指導などにかかる消耗品費などの経費です。

■教材用等器具購入事業【730万6000円】

学習指導などに要する教材などの器具購入の経費です。

■部活動推進事業【100万円】

中学校に対し各種部活動の推進のため補助金を交付するものです。

■中体連大会等参加支援事業【200万円】

中体連大会の参加経費などに要する経費に補助金を交付するものです。

■特色ある教育活動推進事業（中学校）【76万1000円】

中学校に対し、各種行事、総合的な学習の時間などの実施、学校評議員の配置に要する経費などに補助金を交付するものです。

■進路指導対策推進事業【13万5000円】

中学校に対し、進路指導の対策推進に要する経費に補助金を交付するものです。

■遠距離生徒通学費助成事業【622万8000円】

遠距離通学生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を補助するものです。

■準要保護生徒就学援助事業【872万円】

経済的理由などによって就学困難な生徒の保護者に対して、就学援助費を支給するものです。

■特別支援教育生徒就学奨励事業【72万9000円】

特別支援学級に在籍する生徒の保護者へ就学に必要となる経費の一部を助成するものです。

■中学校学習支援教育推進事業【504万円】

通常の学級に在籍するLD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）など、学習や行動面で特別な支援を要する生徒に、適切な指導や必要な支援を行なうものです。



平成30年12月19日 東神楽小学校食育指導



平成31年3月13日 東神楽中学校卒業式



11 地域の元気づくり課

☎ 83-5407

社会教育・社会体育の振興、読書の普及奨励、
公民館活動の推進、各種講座・研修会の開催、
郷土資料の保存、文化・体育団体の育成、社
会教育施設の管理運営などに関する仕事をし
ています。

地域の元気づくり課の一般会計予算は【9664万2000円】

■社会教育関係団体支援事業 【77万1000円】

各单位子ども会活動・高齢者大学自治会活動・父母と先生の会連合会を支援するものです。

■教育アドバイザー費 【217万3000円】

教育相談員の配置に要する経費です。

■社会教育委員費 【43万9000円】

社会教育委員会議の開催や委員の資質向上を図るための経費です。

■社会教育対策事業 【35万9000円】

社会教育職員の資質向上を図るための経費です。

■地域おこし協力隊活動事業 【467万2000円】

教育分野の地域おこし協力隊員が地域活動に要する経費です。

■少年研修派遣事業 【31万円】

小学生の国内派遣研修に要する経費です。

■成人式開催事業 【50万円】

成人式典・交流会を実施するものです。

■青年会館維持管理費 【5万円】

青年会館の維持管理に要する経費です。

■生涯学習推進事業 【444万5000円】

学習機会の拡充を図るための経費です。

■高齢者大学開設事業 【38万9000円】

高齢者大学の開設・学習運営に要する経費です。

■文化振興事業 【43万8000円】

優れた芸術文化に接する機会を提供するものです。

■文化連盟支援事業 【100万円】

文化連盟の活動を支援するものです。

■総合文化祭開催支援事業 【210万円】

総合文化祭の開催に対して補助金を交付するものです。

■図書館運営事業 【572万3000円】

図書館機能を充実し、円滑な運営に要する経費です。

■読書普及推進事業 【64万8000円】

本と接する機会の充実、読書の普及推進を行うものです。

■展示ギャラリー運営事業 【15万5000円】

町内外の作品展開催やサークルなどの発表の場をつくるものです。

■図書館維持管理費 【950万9000円】

図書館の維持管理に要する経費です。

■図書購入事業 【345万1000円】

図書購入および関連物品を購入するものです。

■地区公民館長費 【18万8000円】

地区公民館長会議の開催などに要する経費です。

■地区公民館活動推進事業 【1004万円】

各地区公民館の活動に対して補助金を交付するものです。

■地区公民館維持管理費 【820万円】

各地区公民館の維持管理に要する経費です。

■総合福祉社会館維持管理費 【823万3000円】

総合福祉社会館の維持管理に要する経費です。

■車両管理費 【56万2000円】

公民館公用車の維持管理に要する経費です。

■ふれあい交流館管理費 【67万8000円】

ふれあい交流館の円滑な運営に要する経費です。

■ふれあい交流館維持管理費 【1357万7000円】

ふれあい交流館の事務や施設維持管理などに要する経費です。

■プール管理運営事業 【544万3000円】

ふれあい交流館プールの管理運営などに要する経費です。

■スポーツ推進委員費 【45万7000円】

スポーツ推進委員会議の開催や委員の資質向上を図るための経費です。

■海洋センター管理運営事業 【301万7000円】

B & G 海洋センターの管理運営に要する経費です。

■生涯スポーツ推進事業 【156万1000円】

各種スポーツ教室・大会の実施に要する経費です。

■社会体育団体支援事業 【366万6000円】

体育協会やスポーツイベント主催団体などの活動を支援するものです。

■海洋センター維持管理費 【199万3000円】

B&G 海洋センターの維持管理に要する経費です。

■体育施設維持管理費 【189万5000円】

義経公園グラウンドやテニスコート、弓道場などの維持管理および改修に要する経費です。



平成30年5月30日 チャレンジデー < ふれあい交流館駐車場 >

平成 31 年度

各課の仕事予算



総務課

☎ 83-2112

人事管理や防災、危機管理、入札・契約、町有財産の管理、法務、情報管理、情報公開、選挙、自衛隊、褒賞および表彰などに関する仕事をしています。

総務課・選挙管理委員会の一般会計予算は【12 億 4813 万 5000 円】

■職員人件費 【9 億 6242 万 8000 円】

特別職のほか、役場職員の給与などを支給するものです。

■防災対策事業 【6611 万円】

災害時の避難対策物資の購入、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の保守に要する経費です。

■職員人材育成事業 【364 万 7000 円】

町職員が各種研修に参加するものです。

■区町内会活動推進事業 【462 万 9000 円】

区・町内会活動を支援するため、補助金を交付するものです。

■IT推進事業 【4510 万 7000 円】

情報関連機器について、保守整備を行うものです。

■総務事務費 【9315 万 8000 円】

総務事務の執行に要する経費です。

■職員福利厚生事業 【310 万 1000 円】

健康診断の実施など役場職員の福利厚生に要する経費です。

■賠償金 【100 万円】

町に法律上の賠償責任が生じた場合に賠償金として支出するものです。

■庁舎等維持管理費 【3058 万 6000 円】

役場庁舎および職員住宅の維持管理に要する経費です。

■施設共通管理費 【1119 万 7000 円】

町有施設の火災保険料および委託料などの経費です。

■墾田碑記念式典開催事業 【5 万円】

開拓に従事した先人に感謝し、農産物の豊穣を祈念する式典開催に要する経費です。

■表彰事業 【156 万 8000 円】

町表彰条例に基づき、定例表彰などの表彰事業および全国大会など出場による報奨金に要する経費です。

■選挙管理委員会委員費 【77 万 7000 円】

選挙管理委員会委員の報酬や費用弁償などに要する経費です。

■選挙管理委員会管理費 【16 万 8000 円】

選挙管理委員会の運営、管理などに要する経費です。

■参議院議員選挙執行費 【730 万 6000 円】

2019年7月執行予定の参議院議員選挙に要する経費です。

■知事・道議会議員選挙執行費 【556 万 9000 円】

平成31年4月7日執行の知事・道議会議員選挙に要する経費です。

■町長選挙執行費 【504 万 1000 円】

2020年2月執行予定の町長選挙に要する経費です。

■町議会議員選挙執行費 【669 万 3000 円】

平成31年4月21日執行の町議会議員選挙に要する経費です。



まちづくり推進課

☎ 83-2113

財政、政策立案、地域振興、統計調査、広報広聴、防災行政無線、男女共同参画、自主自立、行財政改革、事務権限移譲、広域連携、ふるさと納税などに関する仕事をしています。

まちづくり推進課の一般会計予算 【11 億 6751 万 1000 円】

■公会計財務諸表整備事業 【66 万円】

公会計システムのデータ整備・システム保守に要するものです。

■地域振興事業 【685 万 1000 円】

地域の活性化を図るため各種施策を推進するものです。

■ふるさと納税推進事業 【9290 万 3000 円】

ふるさと納税を推進し、地域活性化を図るために各種施策を推進するものです。

引き続きまちづくり推進課の一般会計予算

■複合施設建設事業 【7623万2000円】

中央市街地の老朽化した公共施設等を集約し、複合施設を整備するため、実施設計の策定などを行うものです。

■地域おこし協力隊推進事業 【375万5000円】

地域おこし協力隊の募集などに要するものです。

■地方創生推進交付金事業 【1004万円】

東神楽プランディングの推進とロゴデザインの普及などに要するものです。

■空港推進事業 【17万3000円】

公共交通としての地方路線の維持・拡充を図るため、関係市町村および団体と連携し活動するものです。

■航空機騒音対策事業 【49万5000円】

旭川空港周辺地域の航空機騒音の実態を調査するものです。

■防災行政無線運営事業 【222万円】

緊急放送や全町放送、グループ別の放送など防災行政無線を運営するため、防災行政無線の保守点検や戸別受信機の購入などを行なうものです。

■広報広聴事業 【608万3000円】

広報誌を年間12回発行(毎月第4木曜日)します。また、町の1年間の予算について別冊の特集(本紙)を作成し、町の予算・事業についての情報発信を行ないます。

■指定統計調査事業 【120万1000円】

各種統計調査を実施し、各種行政施策の企画・立案や推進のための基礎資料などとして広く活用するものです。

■花のまちづくり推進事業 【63万6000円】

花のまちづくりを推進し、町全体の環境美化に努め、街並みの整備を図ります。

■地域おこし協力隊活動事業(花のまち) 【367万2000円】

地域外から人材を受け入れ、新たな視点や発想で花のまちづくりに取り組むための活動費です。

■消防事業 【1億8157万7000円】

大雪消防組合に支払う負担金です

平成30年度繰越事業(見込)について

国の補正予算などを活用した事業を平成31年度に繰り越しして実施します。

■複合施設建設事業 【540万円】

■第三の居場所保育事業 【5971万7000円】

■総務事務費 【6万6000円】

■プレミアム付商品券事業 【84万5000円】

■小学校維持管理費 【6753万3000円】

■東聖ひじり野地区地域世代交流センター維持管理費

【447万6000円】

■長期債元金 【5億6120万2000円】

町が借り入れた地方債の元金の返済金です。

■長期債利子 【2890万5000円】

町が借り入れた地方債の利子の返済金です。

■一時借入金利子 【29万6000円】

町が借り入れる予定の短期資金利子の返済金です。

■手数料 【1000円】

地方債の返済にかかる手数料です。

■財政調整基金積立金 【1000円】

健全な財政運営を行うための基金積立金です。

■減債基金積立金 【8万3000円】

公債費の償還を計画的に行なうための基金積立金です。

■公共施設整備基金積立金 【51万3000円】

公共施設を計画的に整備するための基金積立金です。

■まちづくり基金積立金 【1億8000万8000円】

ひがしかぐら応援寄付金事業で、町が定める5つの事業から寄付先を指定していただき、基金に積み立てるものです。

■子ども基金 【4000円】

子どもが健やかに育つ環境を整備するための基金積立金です。

■予備費 【1000万円】

予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、使途を特定しないものです。



種と実セレクト『Decolat（ドコラ）』 空港販売開始



大雪地区広域連合予算の概要

国民健康保険特別会計

平成30年度から都道府県が国保の財政主体となり道内全体で制度を支えるため、北海道への国保事業納付金等を計上しております。

平成31年第1回大雪地区広域連合議会が3月22日美瑛町議会議場で開かれ、一般会計と介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療の3特別会計の4会計について平成31年度予算が決定しました。

平成31年度の予算については、住民福祉の視点と事務の効率化の2点を基調として、広域連合一般会計、特別会計をあわせた予算総額は、93億4850万円（特別会計繰出金を除く実質は81億2090万円）となりました。（下表参照）

一般会計

議会費、派遣職員などの人件費、一般管理経費、障害支援区分審査会経費、監査委員費からなっています。

介護保険特別会計

大きく3つに分かれおり、認定調査などの一般管理経費、介護認定審査会経費、保険給付費による会計からなっています。要介護認定については、20名の審査会委員により毎週1回審査を実施しています。

介護保険料については、平成2018年度から2020年度を1期とする第7期介護保険事業計画（第5段階である標準的な年額保険料は7万2900円（月額6077円）です。）の2年目となります。

今後とも高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防事業においては『介護予防・日常生活支援総合事業』を推進していきます。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度の主な運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。その運営に関する必要見込額を計上しています。申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務は大雪地区広域連合で行います。

制度を円滑に実施するため、関係機関と連携を図りながら進めています。

平成31年度 大雪地区広域連合予算額

会計	予算額	前年比	うち東神楽町負担分
一般会計	13億1967万円	102.7%	3002万円
介護保険特別会計	32億6329万円	103.0%	1億2027万円
国民健康保険特別会計	38億9563万円	107.8%	6596万円
後期高齢者医療特別会計	8億6991万円	99.9%	1億3979万円
合計	93億4850万円	104.6%	3億5604万円

問い合わせ

☎ 82-3697

大雪地区広域連合事務局
東川町保健福祉センター内